

1 主な内容

① 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めます。

② 府中市独自の規定（法の拡張事項）

ア 空住戸等及び特定空住戸等について

長屋及び共同住宅の長期間使用されていない一部の住戸を「空住戸等」として定め、そのうち管理状態が著しく悪いものを「特定空住戸等」と定めます。また、これを施策の対象とできることとしています。

イ 緊急安全措置について

管理状態が著しく悪い空家等又は空住戸等が、市民の財産や生命、身体に危害を及ぼすおそれがある、緊急の場合は、所有者等の費用負担により、市が必要な措置を行うことができる、緊急安全措置について定めます。

ウ 軽微な措置について

管理状態が著しく悪い空家等又は空住戸等の、開放されている門扉の閉鎖や簡易な養生等の軽微な措置を、市が行うことができることとしています。

2 施行期日 平成29年4月1日